各介護保険サービス事業所代表者様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長 (公印省略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインの一部 改正について(通知)

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬食品局長及び厚生労働省 老健局長から通知がありましたので、御承知いただくとともに、貴所関係事業所に周知願います。 なお、一部改正の概要は下記のとおりです。

(担当)介護保険担当:丸山(電話0857-26-7860)

記

一部改正の概要

- ・ 保有個人データの開示等の求めについて、患者・利用者等の自由な求めを阻害しないよう、 医療・介護関係事業者において、開示等の求めに係る書面に理由欄を設けること等により理 由の記載を要求すること、及び開示等を求める理由を尋ねることは不適切であることを明示 したこと。
- · その他所要の規定の整備が行われたこと。